

平成24年第3回平取町議会臨時会 (開 会 午前 9時28分)

議長

皆さんおはようございます。若干定刻に時間がありますけれども、只今より平成24年第3回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定によって、6番松澤議員と7番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告を願います。山田議員。

3番  
山田議員

本日招集されました第3回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催されました、議会運営委員会において協議し、会期については本日5月25日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年2月分及び3月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について、川上町長。

町長

それでは1の要望経過報告を申し上げたいと思います。要望項目道道平取静内線整備事業、貫気別市街地区の早期完成について、道道宿志別振内停車場線整備事業の継続と早期完成について、北海道管理河川に係る改修、砂防対策事業等の早期実施について、北海道平取養護学校施設の改修について、平取ダム建設事業の継続と早期完成について、この5点の要望をしてございます。要望先は北海道議会議長ほかでございます。要望月日は3月28日、要望者は副町長、副議長ほかでございます。道道平取静内線整備事業、貫気別市街地区の早期完成については、線形の改良プラス、貫気別橋の架け替えプラス、歩道の拡幅整備でございます。全体事業費は約9億円、計画延長については、580m、貫気別橋の架け替え120mでございます。具体的には、平成23年度から用地買収等を実施してございます。24年度の旧貫気別橋の解体の設計、用地買収等を実施予定でございます。貫気別橋の架け替え工事については、平成25年から着手に向けて、河川協議等が進められてございます。平成27年供用開始予定でございます。次に道道宿志別振内停車場線整備事業の継続と早期完成に

つきましては、特に振内側からは、平成23年度まで全体事業費で約8億円、地すべりの調査解析用地補償、擁壁工などの実施をしてございます。平成27年完成を目指して、本工事の進捗を図る計画でございます。次に北海道管理河川に係る改修、砂防対策事業等の早期実施につきましては、平成24年度において、貫気別側については、砂留め工、糠平側については河道掘削予定でございます。また池売川につきましては、平成24年度に砂防堰堤工を施工予定でございます。次に北海道平取養護学校施設の改修については、平成25年に大規模改修を予定しておりましたが、道立の視覚教育センターの整備に多額の予算を要することから、27年度にずれ込みますが、着手したいとの回答でございます。平取ダムの建設事業については、現在、関係地方公共団体からなる検討の場においてできるだけ速やかに対応し方針を示されるように道としても要請しているところでございます。次に、要望項目、馬産地活性化緊急対策事業について、要望先は道内の選出国會議員、農林水産大臣ほかでございます。要望月日は4月5日、要望者は日高町村会として日高管内7町の町長で要望をしてございます。このことについては、不況を背景にしながら軽種馬の取引価格が低落して、馬生産農家の経営が悪化していること、また、馬関連産業が地域の基幹産業となっている馬産地におきましては、地域経済の悪化に直面していることから、平成21年に馬産地の活性化緊急対策事業ということで、3か年の期限つきで基金50億円が創設されたところでございます。しかしながら基金が相当残っておりますことから、期間延長と事業の有効活用のための条件緩和について要請したものでございます。次に要望項目については最初の要望と同じでございまして説明は省略をしますが、1番最後のイオル整備事業の推進について追加して要望してございます。要望先については、自由民主党第9区選挙区の移動政調会衆議院議員・道議會議員に平取町商工会の2階會議室で要望をしてございます。要望月日は5月18日、要望者は町長、議長であります。イオル整備事業については、平成20年度から平取町において実施されておりますが、さらに事業推進されるように強く要望したものでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

それではご説明したいと思います。本日の議事日程につきましては、町税条例の専決処分報告を先にさせていただきまして、次にこれに関連する国保税条例の改正を提案させていただきたく、よろしく願い申し上げます。15ページをご覧いただきたいと思います。報告第1号専決処分報告についてご説明いたします。報告第1号平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき

議会に報告し承認を求めようとするものでございます。次ページ16ページをご覧いただきたいと思っております。平成24年専決処分第1号平取町税条例の一部を改正する条例につきまして、平成24年3月30日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致したものであります。本条例の専決処分理由及び改正内容について説明資料に基づいてご説明しますので、22ページをご覧いただけます。なお、新旧対照表につきましては24ページ以降に載せておりますので、参考までにご覧いただければと思います。平取町税条例の一部を改正する条例の要旨の説明でございますけれども、本条例の専決処分理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法及び地方税法施行規則等の改正、施行に伴い、平成24年4月1日施行の事項について町税条例の所要の整備を行うため、専決処分により、次のとおり平取町税条例の一部を改正したものです。また、平成24年度は3年に1度の固定資産の評価替えの年でもありますので、あわせて所要の整備を行うものであります。改正の主な内容に入る前にですれども、訂正がありますので、22ページの1番下の(5)ですれども、住宅用地に係る据置特例廃止に伴う経過措置、そのあと括弧書きに附則第12条第4項関係とありますけれどもこの頭に改正条例をつけていただきまして、改正条例附則第12条を第3条にさせていただいて、第4項はそのままです。改正条例附則第3条第4項関係というふうに、ご訂正お願いします。すいません。それでは改正の主な内容ですけれども1番目の町民税関係です。

(1) 町民税の申告に係る規定の改正ですが、公的年金等以外の所得を有しなかったものが、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。これは申告手続の簡素化を行うものでございます。(2) 東日本大震災関連法による期間延長に伴う改正で、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長するものです。(3) も同じく東日本大震災関連ですけれども、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例で住宅借入金等特別税額控除を受けていた住宅が震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き当該税額控除を適用することができる。(2)(3)とも、被災者の支援にかかわるものでございます。次に、2の固定資産税関係です。(1) 地方税の特例措置といたしまして、地域決定型地方税制特例措置により、償却資産の課税標準額の特例割合を規定するものでございます。これは平取町は該当ありませんけれども、通称わがまち特例としまして、国が一律に定めていた償却資産の課税率を自治体の判断で条例により一定の枠内で税率を定めることを可能とするものでございます。参考までに対象となる償却資産ですけれども、2つありまして1つ目は特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水の貯留浸透施設、それから2番目としまして、下水道法による下水道の除害施設、害を除く施設ということで除害施設、これらの2つがその対象となっているものでございます。次に(2)ですけれども、新築住宅等の減額措置の延長、これは現行制度の延長ですけれども、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅並びに認定長期優良住宅等に係る固定資産税の

減額措置について、新築期限を26年3月31日まで2年間延長するものでございます。これにつきましては固定資産税の減額ということで、その住宅がですね、新築住宅につきましては一般住宅で3年、それから認定長期優良住宅で5年の適用を受けるものでございます。それから認定長期優良住宅につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づきまして、耐震性や省エネルギー、バリアフリー対策を施しているか、景観形成にも配慮した居住環境が要件となっている住宅でございます。(3)ですけれども、土地の負担調整措置の延長としまして、平成25年度分及び平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合は、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。この下落修正ができる特例措置をこれまでと同様に継続するものでございます。なお今年度は固定資産の評価替えの年でもありますので、本年度24年度が基準年度となりまして、この価格を3年間据え置くとしておりますけれども平成25年、26年度でさらに下落する場合には簡易な方法で修正ができることとしております。(4)ですけれども、平成24年度評価替えに伴う土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置の継続でございます。宅地等について基本的には現行の負担調整措置を継続することとしております。なお、お手元にお配りしました1枚ものの説明資料追加分でございますけれども、そちらもちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、今の2の固定資産税の(4)のところに関連しまして、宅地の税負担の調整措置についてということで、平成24年度から平成26年度までの負担調整措置については、引き続き平成23年度までの負担調整措置に基づきまして、負担の均衡化を進めることを基本としつつ、あわせて合理性が低下した特例措置の見直しとして住宅用地の措置特例が廃止されるものでございます。平成24年度から平成26年度までの宅地の税負担の調整措置内容は、下の表のようになります。平成24年度から25年度の欄、それから負担水準、措置内容ということでありますけれども、負担水準が90%以上の場合ですと、90%まで負担調整をします。90%以上は据え置き、平成26年度は100%まで負担調整するとなっております。それから20から90%の場合ですと前年度課税標準額+新評価額×5%でございます。こちらはその20から90%の範囲内で調整されるものでございます。それから一番下の20%未満につきましては新評価の20%まで引き上げされるものでございます。負担水準につきましては用語で下に説明がありますがけれども、前年度課税標準額を新評価額と住宅用地特例率を掛けたもので割かしたものでございます。負担調整措置という言葉につきましては宅地等に係る固定資産税は評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置として講じられております。その改正内容が別紙のとおりでございます。そして、この対象とな

る負担調整措置 24年度につきましてはですね、宅地の、該当する宅地数が筆で言いますと約400筆でございます。これに関しまして、小規模住宅用地、これは面積が200平米以下ですけれどもそれと一般の住宅用地、これは200平米以上、それぞれ合わせまして約2600筆あります。この町内の2600筆の15.7%程度がこの引き上げの該当になるものと試算しております。なお引き上げ額は全体です、11万円程の概算をしております。400筆の10万8千円ですので、簡単に面積もそれぞれ違いますし評価点数も違いますので一概には言えませんが、平均でいえば数百円前後かなということでもちょっと考えております。変更点は以上のとおりです。また、22ページに戻っていただきまして、(4)次の農地についてですけれども現行の負担調整措置を継続するというご事情でございます。それから(5)ですけれども住宅用地に係る据置特例廃止に伴う経過措置としまして、住宅用地の課税標準額の上限10分の8を廃止しますが平成24年度及び25年度に限り経過措置として10分の9とするものでございます。(6)ですけれども、特別土地保有税の課税特例措置の延長でございます。宅地評価土地の取得に係る特別土地保有税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長するものでございます。(7)としまして、図書館、博物館等を設置する特定移行一般財団法人等に係る非課税措置ですけれども、この特定移行一般財団法人等が設置している図書館、博物館及び幼稚園等直接その用に供する固定資産について固定資産税を非課税とするものでございまして、当町は該当ありませんけれども、一応条文整理ということでのせております。次に、3その他引用条項、条文の整理を行うものでございます。4施行期日等ですけれども(1)として、施行期日が平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項のただし書きの改正規定、これは冒頭に説明申し上げました寡婦(寡夫)控除のところでございますけれども、この規定につきましては平成26年1月1日から施行するものでございます。(2)の経過措置としまして、イ町民税に関する経過措置、改正後の町税条例附則第23条の規定は平成24年度以降の年度分の個人の町民税について適用する。これは東日本大震災関連の条文でございます。ロとしまして固定資産税に関する経過措置、改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用するとしております。ハでございますけれどもその他経過措置について規定しております。以上、報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げましたがご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承

認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第1号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第1号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

1ページをご覧ください。議案第1号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例の提案理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法等の一部改正に伴い、平取町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。この議案につきましては先ほど専決処分でご承認いただきました町税条例の改正にも関連してきますけれども、本条例の提案につきましては、先ほど述べた地方税法等の改正でございませぬけれども、改正理由の主なものとしましては、東日本大震災被災者の支援としております。次ページをご覧ください。2ページですけれども、平取町国民健康保険税条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正の内容ですが、附則に次の1項を加えるものとしておりまして、こちらの見出しですけれども、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例となっております、改正の内容につきましては、先程の税条例の改正でも議決をいただきましたが、これに関連するもので、東日本大震災により被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長しようとするものでございます。これにつきましては、国保税所得割に係る規定の整備でございませぬ。附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。以上議案第1号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませぬか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませぬか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第2号平取町紫雲古津実践農場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第2号平取町紫雲古津実践農場設置条例の一部を改正する条例についてご

説明いたしますので3ページをお開き願います。今回の条例の一部改正につきましては平成23年度におきまして、振内地区に新たに実践農場が設置され、町内に2か所の実践農場ができたことに伴い、条例の改正をしようとするものでございます。それでは条例の新旧対照文によりご説明させていただきますので5ページをご覧ください。まず、条例の題名につきまして平取町実践農場設置条例というふうに改めます。次に第1条中紫雲古津実践農場とあるところを平取町実践農場に改めるものでございます。第2条中、次のとおりとあるのを別表のとおりとし、名称平取町紫雲古津実践農場及び位置平取町字紫雲古津225番地10とあるのを削るものでございます。附則の次に、別表としまして名称平取町紫雲古津実践農場、位置につきましては平取町字紫雲古津225番地10、また名称を平取町振内実践農場、位置平取町振内町271番地2を加えるものでございます。附則としましてこの条例につきましては公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用しようとするものでございます。以上平取町紫雲古津実践農場設置条例の一部を改正する条例につきましての説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町紫雲古津実践農場設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定についてをご説明いたしますので6ページの方をご覧ください。今回の提案につきましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について議会の議決を得ようとするものでございます。まず、管理を行わせる施設の名称につきましては平取町環境保全普及センターでございます。施設の所在地につきましては沙流郡平取町本町46番地9でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては沙流川森林組合で管理を行わせる期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。選定の理由といたしまして、施設の性格、設置目的を考慮し、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらず、指定管理者として指定するものであります。なお今回の施設につきましては指

定管理期間が平成24年3月31日で終了しておりまして、それ以前の担当常任委員会において説明をさせていただき、議会において提案、議決を得なければならないところでもございましたけれども、今回の臨時議会まで遅れたことにつきまして深く反省をし、陳謝するところでもございます。誠に申しわけございませんでした。議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。8番櫻井委員。

8番 櫻井議員 はい、8番櫻井ですが、議運のときにも、言ったわけでありましたが、今後どういったこの管理者制度の管理期間を明確にというか、こういったことが起きないように今後どういった対策をとられるのかっていうのをやっぱり、議会の方で報告していただきたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長 当然あってはならないことでもございまして、担当課において把握をしており、人事異動等での異動の際については引継書等できちんと明確にしておくべきことでもございまして、その点を改めてきちんと明示するとともにですね、担当課だけでなく、総務課とも連携を図りまして総務課にもその旨、指定管理になつて居る施設とですね、終了する期間を報告させていただきまして、二重、三重にチェックするような形でこれから事務を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 他に、ございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従つて、日程第8、議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第9、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 では38ページをお開き願ひたいと存じます。報告第3号専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。平成24年度、平取町一般会計補正予算につきまして、平成24年4月2日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条3項の規定により報告し承認を求めらるるものでございまして、40ペー



ジをお開き願いたいと存じます。専決処分といたしました平成24年度平取町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ60万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を53億2960万円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、44ページをお開き願いたいと存じます。2款1項1目一般管理費、13節委託料60万円の追加でございます。これは元再任用職員の税金等の横領事件に伴う刑事告訴に係る手続等を委託するための費用となっております。業務内容は、刑事告訴状の作成等となっております。契約期間は門別警察署が訴状を受理するまでの期間となっております。既に作業が進んでいるところでございます。この経費内訳といたしましては着手金42万円、それから旅費6回分で18万円といった内訳になってございます。この歳入でございますが、前のページ43ページでございます。この委託に関する経費の財源といたしましては、19款1項1目1節前年度繰越金の充当を予定してございます。当該補正を専決処分といたしましたのは、今後の告訴手続を円滑に進める上でも、一刻も早い対応が求められたということから、4月当初での委託契約を余儀なくされたことによるものでございます。以上、平成24年度平取町一般会計補正予算第1号、平成24年専決処分第3号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第3号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第10、議案第4号平成24年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

7ページをお開き願いたいと思います。議案第4号平成24年度平取町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1730万円を追加いたしまして、予算の総額を53億4690万円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてごさいます。第2表地方債の追加は、第2表地方債補正によることとしてごさいます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、13ページをお開き願います。5款2項4目林道費、11節需用費、修繕料280万円の追加でございませう。これは奥地林道敷舎内線の4月23、24日の豪雨による地すべり災害の応急修繕に係る費用となつてございませう。当該箇所の本格的な修繕は、災害復旧事業での対応としてございませうが、災害事業として工事が完了するまでの、緊急的修繕として仮道工を実施するものでございませう。延長は60m、敷鉄板135㎡、排水管布設が44mといった内容になつてございませう。次に、10款2項1目林業施設災害復旧費、13節の委託料1450万円の追加でございませう。これは今説明申し上げました、奥地林道敷舎内線の補助災害復旧工事といたしまして施工するための、地質調査等の設計委託にかかる費用となつております。11月査定を受け来年度の施行を予定してございませう。内容は設計普及延長61m、調査ボーリング4か所他を予定してございませう。次に歳入でございませうが、11ページをお開き願いたいと思ひます。15款2項8目災害復旧費道補助金、1節農林水産業施設災害復旧費補助金、現年発生災害復旧費補助金、林業施設でございませうが、600万円の追加でございませう。先に説明申し上げました敷舎内線災害復旧工事地質調査設計委託に係る、道の補助金となつてございませう。続いて、19款1項1目1節繰越金280万円の追加は、敷舎内林道の緊急的修繕料に充当される財源となつてございませう。次のページをお開きください。21款1項7目災害復旧債、1節の農林水産業施設災害復旧事業債850万円の追加でございませうが、これは道補助金と合わせ、敷舎内線の支出等の設計委託料に充当することとしてございませう。9ページにお戻り願ひます。第2表の地方債補正でございませうが、今説明申し上げました災害復旧事業債850万円を追加いたしまして、起債限度額総額を4億2150万円とするものでございませう。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなつてございませう。以上、議案第4号一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませうか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めませう。次に討論を行います。反対討論はありませうか。

(討論なしの声)

討論なしと認めませう。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませう。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従つて、日程第10、議案第4号平成24年度平取町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容

について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

31ページをお開き願います。報告第2号、平成23年度平取町一般会計補正予算について、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告しご承認を求めるものでございます。33ページをお開き願います。平成23年度平取町一般会計補正予算第12号は、財政調整基金への追加積み立てに伴う、補正予算となっております。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5千万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億8945万円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によることとしてございます。事項別明細の歳出から説明をさせていただきますので、37ページをお開き願います。12款3項1目平取町財政調整基金積立金、25節積立金1億5千万円の追加となっております。これは平成23年度決算見込みにおいて、当初予算に比べ、地方交付税収入の大きな伸びが主な要因となっております。実質収支に余剰が生じる結果となることから、これを一般会計の後年度の財政需要等に対応するための、財政調整基金に積立てを行うものでございます。これによりまして、23年度末の財政調整基金残高は、9億3238万1千円となりまして、一般会計の基金残高総額は、昨年度22年度末より1億6千9万6千円増えまして、26億2679万9千円となる見込みになってございます。36ページの歳入でございますが、10款1項1目1節地方交付税のうち、普通交付税につきまして、1億5千万円を追加し、財政調整基金への積立財源とするものでございます。以上、平成23年度平取町一般会計補正予算第12号、平成24年専決処分第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

お諮りします。議案第5号工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議案第5号を日程に追加し、追加日程第1とし

て議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第5号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第5号工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げたいと思います。平成24年第2回平取町議会定例会におきまして議決を得ました議案第24号工事請負契約の締結について貫気別アブシ線地すべり対策工事の一部を次のように変更しようとするものでございます。請負金額7129万5千円を、142万8千円増額いたしまして、7272万3千円に変更し、それに伴います工期を平成24年7月31日から平成24年8月20日に変更しようとするものでございます。変更の内容といたしましては、平成23年度に実施いたしました第1期工事におきまして、地すべり対策工として水抜きパイプ7本を打ち込みましたが、平成24年4月に発注した地すべり観測委託業務におきまして、まだ若干の地すべりが生じていることが判明したために、さらに水抜きパイプ8本を打ち込み増工しようとするものでございます。以上、工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。只今建設水道課長の方から説明ありまして、ちょっと気になってる部分として工期なんですけども、7月31日を8月20日ということであらうって変更に至るわけなんですけども、当然のことながら8月はお盆休みっていうんですか、施工業者にとっても、盆休が入ってくるという、実質20日間程度の工期の延長なんですけども、その間そういった休みの日程が入ってくるということがあるんですけども、これで工期が十分なのかその辺どのように検討されたか内容を伺っておきたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは今ご質問ありました工期の関係でございます。この追加工事の水抜きパイプ8本の打ち込みにつきましては、工事そのものは1週間あれば十分に足りております。それで今回、工事変更したということで、水抜きパイプ8本の準備期間を約1週間みました。工事1週間ということで最悪でも14日あれば十分に工事を行えますので、正味20日まではかからないで終わるということなんですけど、最悪の場合を考えまして、余裕をもって8月20日までにしたということで、実際の工事はお盆前には完全に終わるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

他、ございますか。なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。  
反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、議案第5号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決5件、報告3件で承認3件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成24年第3回平取町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 午前10時20分)